

令和元年第3回北海道議会定例会に提案する条例案 ＜追加提案（1件）＞

1 北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例案

（警察本部交通部運転免許試験課（011-251-0110（745-220））

○改正概要

道路交通法等の改正に鑑み、運転免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付の事務に係る手数料について定めるとともに、運転免許試験手数料等の額を改定する。

(1) 運転免許が失効した者に対する運転経歴証明書の交付の事務に係る手数料の設定

手数料の名称	手数料の額
運転経歴証明書交付手数料	1,100円

※ 運転免許証を返納した者に対する交付手数料と同額

(2) 手数料の額の改定

手数料の名称	現行手数料	改定後手数料
運転免許試験手数料 （普通免許の失効の場合）	1,900円	（公安委員会が認めるやむを得ない理由がある場合のみ） 800円
免許証交付手数料 （一の種類の免許の場合）	2,050円	（公安委員会が認めるやむを得ない理由がある場合のみ） 1,700円
免許証再交付手数料	3,500円	2,250円

※ 運転免許試験手数料及び免許証交付手数料は、公安委員会が認めるやむを得ない理由のため、運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する手数料の額を改定するもの

（施行期日 公布の日から起算して2月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日）